

徳島文理大学大学院学則

第 1 章 総 則

(設 置)

第 1 条 徳島文理大学に大学院を置く(以下「本学大学院」という)。

(目 的)

第 2 条 本学大学院は、自立協同の建学精神に基づき、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、もって、文化の進展と地域及び世界の発展に寄与することのできる人物を育成することを目的とする。

(組 織)

第 3 条 本学大学院に次の研究科を置く。

薬 学 研 究 科(4年課程)

文 学 研 究 科

工 学 研 究 科

人間生活学研究科

看護学研究科

総合政策学研究科

(課 程)

第 4 条 本学大学院に修士課程及び博士課程を置く。

2 博士課程は、これを前期 2 年及び後期 3 年の課程に区分し、前期 2 年の課程は「博士前期課程」とし、これを修士課程として取り扱い、後期 3 年の課程は「博士後期課程」とする。

ただし、薬学研究科薬学専攻博士課程(4年課程)は、前後期の区分をしない 4 年の博士課程とする。

3 修士課程及び博士前期課程は広い視野に立って、専攻分野を研究し、精深な学識と研究能力を養うことを目的とする。

4 博士後期課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

5 博士課程(4年課程)は、臨床的課題を対象とする研究領域を中心とした高度な専門性や優れた研究能力を有する薬剤師等の養成に重点をおいた教育研究を行うことを目的とする。

第 5 条 本学大学院の研究科に、次の専攻及び課程を置く。

薬学研究科(4年課程)	薬 学 専 攻	博 士 課 程
文学研究科	地 域 文 化 専 攻	博 士 課 程
工学研究科	シ ス テ ム 制 御 工 学 専 攻	博 士 課 程
	ナ ノ 物 質 工 学 専 攻	博 士 課 程
人間生活学研究科	人 間 生 活 学 専 攻	博 士 後 期 課 程
	食 物 学 専 攻	博 士 前 期 課 程
	生 活 環 境 情 報 学 専 攻	博 士 前 期 課 程
	児 童 学 専 攻	博 士 前 期 課 程
	心 理 学 専 攻(臨 床 心 理 学 コー ス)	博 士 前 期 課 程
看護学研究科	看 護 学 専 攻	博 士 課 程
総合政策学研究科	総 合 政 策 学 専 攻	修 士 課 程

2 各研究科の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

- (1) 薬学研究科(4年課程)は、医療薬学分野と基礎薬学分野を融合した教育・研究を通じて、高度な専門的知識・技術を修得し、医療人としての広い視野と能力、高い倫理観、並びに医療現場で提起される臨床的課題の解決に向けた優れた研究能力を有する指導的臨床薬剤師及び医薬品開発の中心的な役割を担える研究者を養成することを目的とする。
- (2) 文学研究科は、文学、言語学、考古学、歴史学、文化史学、地理学などの教授研究を行い、地域文化の継承と創造的発展に寄与しうる探求心と学問的客観性を体得した人材を養成することを目的とする。
- (3) 工学研究科は、システム制御工学及びナノ物質工学におけるより高度の専門学術の教授研究を行い、課題研究を遂行し、工学進展に寄与する研究者及び社会に貢献できる人材を養成することを目的とする。
- (4) 人間生活学研究科は、人間生活学、食物学、生活環境情報学、児童学、心理学における各専門分野の深い学識と学際分野の幅広い知識を習得し、学芸の進歩に貢献できる創造性豊かな人材を養成することを目的とする。
- (5) 看護学研究科は、看護学における学術性及び高度な専門性を教授・探究し、先駆的な研究・教育・管理能力、卓越した看護実践能力をもつ人材を養成することを目的とする。
- (6) 総合政策学研究科は、法律、行政、経済、金融、企業経営に関する高度な研究や、政策実施現場での経験を通じ、地域社会の抱える問題を解決するための政策立案能力を身につけた人材を養成することを目的とする。

(修業年限及び在学年限)

第6条 博士課程の標準修業年限は、薬学研究科薬学専攻博士課程(4年課程)については4年、その他の専攻については5年、博士後期課程は3年、修士課程及び博士前期課程は2年とする。

2 本学大学院における最長在学年数は、薬学研究科薬学専攻博士課程(4年課程)については8年、その他の専攻については、修士課程及び博士前期課程にあつては4年、博士後期課程にあつては6年とする。

(学生定員)

第7条 本学大学院の学生定員は次のとおりとする。

研究科名	専攻名	博士前期課程		博士後期課程		合計 収容定員
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
薬学研究科 (4年課程)	薬学専攻	/		博士課程 6 24		203人
文学研究科	地域文化専攻	6	12	3	9	
工学研究科	システム制御工学専攻	8	16	4	12	
	ナノ物質工学専攻	8	16	4	12	
人間生活学 研究科	人間生活学専攻	/		3	9	
	食物学専攻	6	12	/		
	生活環境情報学専攻	6	12			
	児童学専攻	8	16			
心理学専攻 (臨床心理学コース)	10	20				
看護学研究科	看護学専攻	7	14	3	9	
総合政策学研究科	総合政策学専攻	5	10	/		

第 2 章 教員組織及び運営組織

(教員組織)

第 8 条 本学大学院における授業及び研究指導は本学大学院担当教員がこれを行う。

(運営組織)

第 9 条 本学大学院に大学院委員会を置く。

2 大学院委員会は、本学学長及び副学長並びに本学大学院の各研究科長をもって組織する。

3 委員長は学長がこれに当たり、必要に応じて大学院委員会を招集し、その議長となる。

4 大学院委員会は、大学院学則その他重要な諸規程の制定又は改廃に関する事項及び各研究科に共通する重要事項の審議に当たる。

第 10 条 本学大学院各研究科に研究科委員会を置く。

2 研究科委員会は、研究科の教授をもって組織する。必要があるときは、他の職員を加えることができる。

3 委員長は研究科長がこれに当たり、必要に応じて研究科委員会を招集し、その議長となる。

4 研究科委員会は、次に掲げる事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

5 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

6 研究科委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

第 3 章 授業科目、履修方法及び課程修了の認定等

(授業科目及び単位数)

第 11 条 大学院に課する授業科目及び履修単位数は別表のとおりとする。

(授業の方法)

第 11 条の 2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 本学大学院は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 本学大学院は、第 1 項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(修了要件)

第 12 条 修士課程及び博士前期課程の学生は、大学院に 2 年以上在学し、

文学研究科は、修士論文にかかわる特講の演習 4 単位を含め 32 単位以上を修得し、かつ修士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

工学研究科システム制御工学専攻は、必修 12 単位を含め 30 単位以上を修得し、かつ修士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

工学研究科ナノ物質工学専攻は、必修 16 単位を含め 30 単位以上を修得し、かつ修士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

人間生活学研究科食物学専攻は、必修 14 単位を含め 30 単位以上を修得し、かつ修士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

人間生活学研究科生活環境情報学専攻は、必修 8 単位を含め 30 単位以上を修得し、かつ修士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

人間生活学研究科児童学専攻は、必修 8 単位を含め 30 単位以上を修得し、かつ修士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

人間生活学研究科心理学専攻(臨床心理学コース)は、必修 24 単位、選択必修 10 単位を含め 34 単位以

上を修得し、かつ修士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

看護学研究科看護学専攻は、必修 6 単位を含め 32 単位以上を修得し、かつ修士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

総合政策学研究科総合政策学専攻は、必修科目 10 単位、専門科目より 2 科目 4 単位以上、専門科目で選択した専門演習科目より 2 科目 4 単位以上を含め合計 30 単位以上を修得し、かつ修士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。(専門演習科目を履修する者は、同名の専門科目を履修すること。(公共・法政策論演習 I、II を履修する者は、公共・法政策論 I、II を履修すること、金融・経済政策論、地域社会政策論、民商法政策論、企業経営政策論についても同様))

2 前項の規定にかかわらず、修士課程及び博士前期課程における在学期間に関しては、特に優れた研究業績を挙げたと大学院委員会が認めた場合は大学院に一年以上在学すれば足りるものとする。

3 博士課程の学生は、大学院に 5 年(修士課程又は博士前期課程を修了した者にあつては、当該課程における 2 年の在学期間を含む)以上在学し、文学研究科は 40 単位以上(文学研究科の博士前期課程を修了した者にあつては、当該課程における修得単位のうち、別表 2 に示す 32 単位までを含む)、工学研究科は 38 単位以上、人間生活学研究科は 40 単位以上(工学研究科の博士前期課程及び人間生活学研究科の博士前期課程を修了した者にあつては、当該課程における修得単位のうち、別表 3、別表 3-3 及び別表 4、4-2、4-3、並びに別表 4-4 に示す 30 単位までを含む)を修得し、各研究科とも必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を挙げたと大学院委員会が認めた場合は、博士前期課程における 2 年の在学期間を含めて、大学院博士課程に 3 年以上在学すれば足りるものとする。

薬学研究科薬学専攻博士課程(4 年課程)の学生は、大学院に 4 年以上在学し、34 単位以上を修得し、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

看護学研究科看護学専攻博士後期課程の学生は、共通科目から必修科目 2 科目 4 単位及び選択科目 1 科目 2 単位を含め 6 単位以上、専門科目から研究課題に応じた選択科目を 1 科目 2 単位、専門科目で選択した演習科目を 1 科目 2 単位、「看護学特別研究」必修 8 単位、合計 18 単位以上を修得し、博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

(授業科目の履修)

第 13 条 本学大学院研究科において教育上有益と認めるときは、他大学の大学院とあらかじめ協議のうえ、当該他大学の大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目の単位数は 10 単位を超えない範囲で、本学大学院において履修したものとみなすことができる。

3 研究科において教育研究上有益と認めるときは、他大学の大学院等とあらかじめ協議のうえ、博士後期課程の学生が、当該他大学の大学院等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。

(研究指導)

第 14 条 各課程における研究指導は、指導教員をあらかじめ定め、授業科目の選択、学位論文の作成などについて行う。

第 15 条 学生は、指導教員の指示によって履修しようとする授業科目を、毎学年の始めに、学長に届け出なければならない。

(単位修得の認定)

第 16 条 履修科目の単位修得の認定は、試験又は研究報告等により担当教員が行うものとする。ただし、病気その他やむを得ない事情のため試験を受けることができなかつた者は、追試験を受けることができる。また、不合格の授業科目については再試験を行うことがある。

(成績の評価)

第 17 条 各授業科目の成績の評価は本学が別に定める方法による。

(学位論文の審査)

第 18 条 学位論文の審査については、別に定める。

2 修士論文の審査において、その目的に応じて適当と認めるときは、特定の課題について研究の成果の審議をもって、これに代えることができる。

(最終試験)

第 19 条 各課程における最終試験は、所定の単位を修得し、かつ前条の学位論文の審査に合格した者について行う。

2 最終試験について、必要な事項は別に定める。

(学位授与)

第 20 条 各課程に所定の期間在学し、所定の単位を修得し、かつ学位論文の審査及び最終試験に合格した者には、次の学位を授与する。

薬学研究科(4年課程)	薬学専攻	博士課程	博士(薬学)
文学研究科	地域文化専攻	博士前期課程	修士(文学)
		博士後期課程	博士(文学)
工学研究科	システム制御工学専攻	博士前期課程	修士(工学)
		博士後期課程	博士(工学)
	ナノ物質工学専攻	博士前期課程	修士(工学)
		博士後期課程	博士(工学)
人間生活学研究科	食物学専攻	博士前期課程	修士(食物学)
	生活環境情報学専攻	博士前期課程	修士(生活環境情報学)
	児童学専攻	博士前期課程	修士(児童学)
	心理学専攻(臨床心理学コース)	博士前期課程	修士(心理学)
	人間生活学専攻	博士後期課程	博士(学術)
看護学研究科	看護学専攻	博士前期課程	修士(看護学)
		博士後期課程	博士(看護学)
総合政策学研究科	総合政策学専攻	修士課程	修士(総合政策学)

2 本学大学院研究科に博士の学位論文を提出した者には、別に定める本学学位規程により博士の学位を授与することができる。

3 学位の授与に関し必要な事項は別に定める。

(資格及び教員免許状)

第 21 条 教員の免許状、公認心理師国家試験受験資格を得ようとする者は、所定の科目及び単位を修得しなければならない。

2 大学院において、教育職員免許法及び同法施行規則に規定する所定の単位を修得したとき取得できる教育職員免許状の種類、教科は次のとおりとする。

研究科	専攻	取得できる免許状	
		種類	教科
文学研究科	地域文化専攻	中学校教諭専修免許状	国語
		高等学校教諭専修免許状	英語
		中学校教諭専修免許状	社会
		高等学校教諭専修免許状	地理歴史
工学研究科	システム制御工学専攻	中学校教諭専修免許状	技術
		高等学校教諭専修免許状	工業
	ナノ物質工学専攻	中学校教諭専修免許状	技術
		高等学校教諭専修免許状	工業
人間生活学研究科	食物学専攻	中学校教諭専修免許状	家庭
		高等学校教諭専修免許状	
	栄養教諭専修免許状		
	生活環境情報学専攻	高等学校教諭専修免許状	情報
	児童学専攻	小学校教諭専修免許状	
幼稚園教諭専修免許状			

3 「公認心理師法」、「同法施行規則」に基づく公認心理師の資格を得ようとする者は、本学大学院の定める科目及び単位を修得しなければならない。

第 4 章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第 22 条 学年は 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(学 期)

第 23 条 学年を次の 2 期に分ける。

前 期 4 月 1 日から 9 月 19 日まで

後 期 9 月 20 日から翌年 3 月 31 日まで

(休業日)

第 24 条 本学の休業日を次のとおり定める。ただし、必要があるときは、期間、期日を変更することがある。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 春季休業日(3 月 16 日から 4 月 1 日まで)
- (4) 夏季休業日(8 月 7 日から 9 月 4 日まで)
- (5) 冬季休業日(12 月 24 日から翌年 1 月 7 日まで)
- (6) その他臨時の休業日はその都度学長が定める。

第 5 章 入学、休学、復学、転学、海外留学、退学及び再入学

(入学の時期)

第 25 条 入学の時期は、毎年各学期の始めとする。

(入学志願者の資格)

第 26 条 本学大学院の修士課程、博士前期課程及び博士課程(4 年課程)に入学を志願できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法第 83 条に定める大学を卒業した者及び卒業見込みの者。
- (2) 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者及び修了見込みの者。
- (3) 学校教育法施行規則第 155 条第 1 項の規定に基づき文部科学大臣が指定した者。
- (4) その他本学大学院において、学校教育法第 83 条に定める大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者。

2 本学大学院の博士後期課程に入学を志願できる者は、修士の学位を有する者又は本学大学院においてこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

(入学志願の手続)

第 27 条 入学志願者は所定の書類に入学検定料を添えて、指定の期日までに願いを出さなければならない。

(入学選考)

第 28 条 入学志願者に対しては、課程を修めるために必要な学力、人物及び健康状態について選考し、合格又は不合格を決定する。

2 入学選考の方法及び期日は別に定める。

(入学の許可及び入学手続)

第 29 条 入学試験に合格し、一定の期日までに所定の納入金を納め、本人と保証人連署の誓約書を提出した者に対しては、入学を許可する。

2 正当な理由なくしてこの手続を履行しないときは、入学の許可を与えないことがある。ただし、本大学学部出身の者又は本学大学院の修士課程及び博士前期課程を修了した者には提出する書類中指定するものを省略することができる。

(保証人)

第 30 条 保証人は、本人の保護者又はこれに代わるべき者で、本人在学中一切の責任を負う者でなければならない。

(転入学)

第 31 条 他の大学院に在学する者で、その大学院の許可を受けて、本学大学院に転入学を願い出たときは、欠員のある場合に限り、大学院委員会の議を経て、選考のうえ入学を許可することがある。

(休学)

第 32 条 病気その他の事由により、引き続き 2 か月以上就学できないときは、保証人連署のうえ、休学を願ひ出ることができる。ただし、病気による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

2 休学の期間は 1 年を超えることができない。

3 休学の期間は第 6 条の在学期間に算入しない。

(復学)

第 33 条 休学の事由がなくなったときは、保証人連署のうえ、復学を願ひ出て許可を受けなければならない。

(転学)

第 34 条 他の大学院に転出しようとする者は、保証人連署のうえ、あらかじめ願ひ出て許可を受けなければならない。

(海外留学)

第 35 条 本学の大学院に在籍する学生で、海外に留学を希望する者については、別に定める。

(退学)

第 36 条 病気、その他やむを得ない事由により退学しようとする者は、保証人連署のうえ、願ひ出て、その承認を受けなければならない。

(再入学)

第 37 条 前条により退学した者、又は除籍された者が、退学又は除籍後 2 年以内に再入学を願ひ出たときは、その事情調査のうえ、許可することがある。

第 6 章 入学検定料、入学金及び学費等

(学費等)

第 38 条 入学検定料、入学金及び学費（授業料及び施設費：年額）は次のとおりとする。

研 究 科	薬学研究科 (4 年課程)	文学研究科	工学研究科	人間生活学 研 究 科	看 護 学 研 究 科	総合政策学 研 究 科
入学検定料	円 30,000	円 30,000	円 30,000	円 30,000	円 30,000	円 30,000
入 学 金	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
授 業 料	600,000	300,000	500,000	450,000	600,000	500,000
施 設 費	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000

2 学費は各学期ごとに指定された期日までに納付しなければならない。

3 学費を納めない者は、講義、実験、演習等に出席することができない。また、試験を受ける資格がないものとする。更に滞納久しい者は除籍する。

4 退学、転学又は除籍された者についても、その学期分の学費を徴収する。

5 学期の途中で休学した者又は停学を命じられた者は、その学期の学費を納付しなければならない。

6 学期の初めよりその学期中の停学を命じられた者は、その学期の授業料を納付しなければならない。

7 学期の初めよりその学期中休学する者は、休学在籍料として、半期(前期又は後期)につき、60,000 円を納付しなければならない。

8 その他休学在籍料に関し必要な事項は、別に定める。

9 大学院博士前期課程、修士課程、博士課程(4 年課程)について、本学大学卒業生は施設費を免除する。本学大学院博士後期課程について、本学大学院博士前期課程、修士課程修了者は、入学金及び施設費を免除する。

10 既納の入学検定料、入学金は返還しない。

11 上記以外の既納の学費等の返還については、別に定める。

12 第 1 項の金額は、物価の変動その他情勢の変化により変更することがある。

13 各研究科とも、協力費、研修部費等を納付しなければならない。

第 7 章 外国人学生

(外国人学生)

第 39 条 外国人で本学大学院に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、入学定員に含め、入学を許可することがある。

2 本学則は外国人学生にも適用する。

第 8 章 研修生、特別研究生、科目等履修生、大学院委託研究生及び長期履修学生

(研修生)

第 40 条 本学大学院で博士前期課程又は修士課程を修了した者で、更に本学大学院での研究の継続を希望する場合は、選考のうえ、研修生として入学を許可することがある。ただし、その在学期間は 2 年を限度とする。この場合、選考に係る事項並びに学費等に関する事項は別に定める。

(特別研究生)

第 41 条 本学大学院で博士後期課程及び博士課程(4 年課程)を満期退学した者で、更に本学大学院での研究の継続を希望する場合は、選考のうえ、特別研究生として入学を許可することがある。ただし、その在学期間は 2 年を限度とする。この場合、選考に係る事項並びに学費等に関する事項は別に定める。

(科目等履修生)

第 42 条 本学大学院の学生以外の者で、本学大学院が開設する授業科目のうち、一又は複数の授業科目を履修しようとする者があるときは、本学大学院の教育研究に支障のない限り、選考のうえ、科目等履修生として入学を許可することがある。この場合、選考に係る事項並びに学費等に関する事項は別に定める。

なお、他大学大学院に在籍中の者は、当該大学大学院研究科の学長又は研究科長の承認書を願書に添付しなければならない。

(大学院委託研究生)

第 43 条 本学大学院の学生で、他の大学院(研究所等を含む)において、課程修了に必要な研究指導を受けようとする者があるときは、協議のうえ、大学院委託研究生として認めることがある。

2 他の大学院の学生が、本学の大学院において研究指導を受けようとする者があるときは、本学大学院の教育研究に支障のない限り、協議のうえ、大学院委託研究生として許可することがある。

3 大学院委託研究生については、別に定めるもののほか、本学則を準用する。

(長期履修学生)

第 44 条 入学時に、博士前期課程(修士課程)においては 3 年以上、博士後期課程においては 4 年以上、薬学研究科薬学専攻博士課程(4 年課程)においては 6 年以上にわたり、履修することを目的として本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、長期履修学生として入学を許可することがある。

2 第 4 条及び第 6 条の規定にかかわらず、長期履修学生は 4 年(博士前期課程)、6 年(博士後期課程)、8 年(薬学研究科薬学専攻博士課程(4 年課程))を超えて在学することができる。

ただし、最長在学年限は、原則として 5 年(博士前期課程)、8 年(博士後期課程)、10 年(薬学研究科薬学専攻博士課程(4 年課程))とする。

3 長期履修学生に関する必要な事項は別に定める。

第 9 章 賞 罰

(賞 罰)

第 45 条 学業が優秀な者又は学生の模範となる行為をした者は表彰する。

第 46 条 本学教育の趣旨にそむき、又は学生の本分にもとる行為があった者は、学長は学生懲戒委員会の議を経てこれを懲戒することができる。懲戒は、戒告、停学及び退学とする。

第 47 条 前条の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第 10 章 自己点検・評価

第 48 条 教育研究水準の向上に資するため、本大学院の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検項目及び実施体制については、別に定める。

附 則

この学則は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

この学則に定めるもののほか、本学大学院学生に関し必要な事項は、本大学学則の規程を準用する。

この学則は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

この学則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は、平成 3 年 10 月 1 日から施行する。

この学則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は、平成 9 年 6 月 1 日から施行する。

この学則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は、平成 21 年 5 月 1 日から施行する。

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は、平成 25 年 4 月 30 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は、平成 26 年 4 月 22 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 薬学研究科薬学専攻博士課程(4年課程) 授業科目及び単位数

授 業 科 目		単位数	授 業 科 目		単位数		
選 法 分 野	医 療 ・ 薬 物 療 法	臨床薬物解析学	2	選 択 専 門 科 目	医 療 解 析 ・ 医 療 安 全 分 野	医薬品解析学	2
		臨床薬剤学	2			医薬品蛋白質科学	2
		膜輸送体学	2			脳疾患解析学	2
		病院薬剤学	2			分子免疫制御学	2
		病態解析学	2			ゲノム生物科学	2
		医薬品動態学	2			創剤科学	2
		臨床実践薬学	2			バイオインフォマティクス	2
		臨床薬物動態学	2			機能分子解析学	2
		医薬品情報評価学	2			生物機能応用学	2
		薬剤疫学	2			レギュラトリーサイエンス	2
択 専 門 科 目	健 康 ・ 高 齢 者 医 療 分 野	予防分子栄養学	2	必 修 専 門 科 目	薬学演習	※ 4	
		細菌病原因子学	2			薬学専門研究	※ 12
		応用毒性学	2				
		予防衛生薬学	2				
		医療統計学	2				
		高齢者医療学	2				
		環境分子毒性学	2				
		地域医療薬学	2				
門 科 目	医 薬 品 開 発 ・ 高 度 医 療 分 野	有機金属化学	2	※は必修 修了に必要な要件として、選択専門科目より18単位(9科目)以上、必修専門科目より16単位の併せて34単位以上を修得し、かつ博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。選択専門科目は各2単位とし、9科目以上を選択する。 ただし、4分野から少なくとも1科目以上を選択する。			
		反応有機化学	2				
		創薬天然物化学	2				
		メディシナルケミストリー	2				
		神経生理科学	2				
		有機精密構造解析化学	2				
		分子神経生理学	2				
		生体有機化学	2				
		薬理ゲノミクス	2				
		薬品生物物理化学	2				
		薬用遺伝子資源学	2				
		シグナル伝達	2				
		機能性分子合成化学	2				
		創薬シーズ資源化学	2				
		腫瘍解析治療学	2				
		天然医薬資源科学	2				
		医薬品創製特論	2				
		神経活性天然物化学	2				
		不斉合成化学	2				
		分子集積体化学	2				
グリーン(創薬)化学	2						
医薬品合成化学	2						

別表2 文学研究科地域文化専攻博士前期課程 授業科目及び単位数

授 業 科 目		単位数	授 業 科 目		単位数
文 化 と 地 域	地域文化学特講Ⅰ	2	言 語 ・ 文 学 と 地 域	言語学特講Ⅰ	2
	地域文化学特講Ⅱ	2		言語学特講Ⅱ	2
	地域文化学演習	4		言語学演習	4
	地域文化史特講Ⅰ	2		国語学特講Ⅰ	2
	地域文化史特講Ⅱ	2		国語学特講Ⅱ	2
	地域文化史演習	4		国語学演習	4
	都市地域学特講Ⅰ	2		英語学特講AⅠ	2
	都市地域学特講Ⅱ	2		英語学特講AⅡ	2
	都市地域学演習	4		英語学特講BⅠ	2
	地域地形学特講Ⅰ	2		英語学特講BⅡ	2
	地域地形学特講Ⅱ	2		英語学演習	4
	地域地形学演習	4		日本文学特講AⅠ	2
比較文化特講Ⅰ	2	日本文学特講AⅡ	2		
比較文化特講Ⅱ	2	日本文学特講BⅠ	2		
比較文化演習	4	日本文学特講BⅡ	2		
言語文化史特講AⅠ	2	日本文学特講CⅠ	2		
言語文化史特講AⅡ	2	日本文学特講CⅡ	2		
言語文化史特講BⅠ	2	日本文学特講DⅠ	2		
言語文化史特講BⅡ	2	日本文学特講DⅡ	2		
言語文化史演習	4	日本文学演習	4		
地域考古学特講Ⅰ	2	英文学特講AⅠ	2		
地域考古学特講Ⅱ	2	英文学特講AⅡ	2		
地域考古学演習	4	英文学特講BⅠ	2		
		英文学特講BⅡ	2		
		英文学演習	4		
地域史特講Ⅰ	2				
地域史特講Ⅱ	2				
地域史演習	4				
地域情報論特講Ⅰ	2				
地域情報論特講Ⅱ	2				
地域情報論演習	4				
言語情報論特講Ⅰ	2				
言語情報論特講Ⅱ	2				
言語情報論演習	4				

修了に必要な要件は、修士論文にかかわる特講の演習4単位を含め32単位以上を修得し、かつ修士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

別表2-2 文学研究科地域文化専攻博士後期課程 授業科目及び単位数

授 業 科 目		単位数	授 業 科 目		単位数
文	地域文化学特別研究Ⅰ	2	言	言語学特別研究Ⅰ	2
	地域文化学特別研究Ⅱ	2		言語学特別研究Ⅱ	2
	地域文化学特別研究課題演習	4		言語学特別研究課題演習	4
化	地域考古学特別研究Ⅰ	2	語	言語文化史特別研究AⅠ	2
	地域考古学特別研究Ⅱ	2		言語文化史特別研究AⅡ	2
	地域考古学特別研究課題演習	4		言語文化史特別研究課題演習A	4
と	地域史特別研究Ⅰ	2	文	言語文化史特別研究BⅠ	2
	地域史特別研究Ⅱ	2		言語文化史特別研究BⅡ	2
	地域史特別研究課題演習	4		言語文化史特別研究課題演習B	4
地	都市地域学特別研究Ⅰ	2	学	英語学特別研究Ⅰ	2
	都市地域学特別研究Ⅱ	2		英語学特別研究Ⅱ	2
	都市地域学特別研究課題演習	4		英語学特別研究課題演習	4
域	環境歴史学特別研究Ⅰ	2	と	日本文学特別研究AⅠ	2
	環境歴史学特別研究Ⅱ	2		日本文学特別研究AⅡ	2
	環境歴史学特別研究課題演習	4		日本文学特別研究課題演習A	4
			地	日本文学特別研究BⅠ	2
				日本文学特別研究BⅡ	2
				日本文学特別研究課題演習B	4
			域	英文学特別研究AⅠ	2
				英文学特別研究AⅡ	2
				英文学特別研究課題演習A	4
			域	英文学特別研究BⅠ	2
				英文学特別研究BⅡ	2
				英文学特別研究課題演習B	4

修了に必要な要件は、博士論文にかかわる特別研究4単位及びその課題演習4単位、計8単位を必修とし、かつ博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。
又、必修科目以外の授業科目を履修する場合は指導教員の指示をうけること。

別表3 工学研究科システム制御工学専攻博士前期課程 授業科目及び単位数

授 業 科 目		単位数	授 業 科 目		単位数
システム 制御基礎	制御工学特論Ⅰ	2	システム 制御特別 実 験	環境シミュレーション実験	2
	制御工学特論Ⅱ	2		プロセス制御・機械工学実験	2
	システム工学特論Ⅰ	2		生体医用応用工学実験	2
	システム工学特論Ⅱ	2	システム 制御特別 演 習	振動・制御力学演習	2
	システム制御工学特論	2		品質管理シミュレーション演習	2
	電子情報通信基礎工学特論	2		システム制御工学演習	2
	信頼性工学特論	2		応用力学特論	2
システム 計測制御	生産システム制御工学特論	2	システム 制御工学 関連科目	機械振動工学特論	2
	生体計測制御工学特論	2		機械材料工学特論	2
	熱流体計測工学特論	2		電子材料工学特論	2
	環境計測工学特論	2		エネルギー変換工学特論	2
	電子計測制御工学特論	2		データサイエンス特論	2
				システム制御ゼミナール	※4
システム 情報計測	計算機工学特論	2	システム制御特別研究		※8
	情報伝送工学特論	2	※は必修 他は選択		
	光画像工学特論	2			
	情報システム工学特論	2			
システム 制御応用	流体振動制御工学特論	2			
	交通輸送制御工学特論	2			
	産業ロボット工学特論	2			
	自然環境システム工学特論	2			

- (1) 修了に必要な要件は、必修 12 単位を含め 30 単位以上を修得し、かつ修士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。
- (2) ただし、修了に必要な選択科目の単位には、工学研究科の他専攻博士前期課程の選択科目を履修して単位取得した場合には、4 単位まで含めることができる。

別表3-2 工学研究科システム制御工学専攻博士後期課程 授業科目及び単位数

授 業 科 目		単位数
システム 制御工学 基 礎	システム制御工学特別研究 I	2
	システム制御工学特別研究 II	2
	情報工学特別研究 I	2
	情報工学特別研究 II	2
	信頼性工学特別研究	2
	計算機工学特別研究	2
	システム制御工学基礎特別研究	2
システム 制御工学 応 用	生産システム工学特別研究	2
	エネルギー変換工学特別研究	2
	流体制御工学特別研究 I	2
	流体制御工学特別研究 II	2
	ロボット工学特別研究	2
	自然環境システム工学特別研究	2
システム制御工学応用特別研究	2	
関連科目	精密機械材料工学特別研究	2

修了に必要な要件は、システム制御工学基礎特別研究又はシステム制御工学応用特別研究 2 単位、システム制御工学基礎分野より 2 単位、システム制御工学応用分野より 2 単位、計 6 単位を含め、8 単位以上を修得し、博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

別表3-3 工学研究科ナノ物質工学専攻博士前期課程 授業科目及び単位数

授 業 科 目			単位数	
ナ ノ 物 質 工 学 専 門 科 目	材 料 科 学 系	光 物 質 工学分野	光物性工学特論 I	2
			光ナノ物質工学特論 I	2
			光情報材料工学特論 I	2
	ナノ材料 工学分野	ナノ高分子工学特論 I	2	
		電子材料工学特論 I	2	
		ナノ薄膜工学特論 I	2	
	生 命 科 学 系	微 生 物 工学分野	酵素工学特論 I	2
			分子遺伝学特論 I	2
			遺伝子工学特論 I	2
		薬 科 学 分 野	先進医療薬学特論 A	2
			先進医療薬学特論 B	2
			生物薬学特論 A	2
			生物薬学特論 B	2
			創薬科学特論 A	2
	創薬科学特論 B	2		
	疾病薬学特論 A	2		
	疾病薬学特論 B	2		
	ナノ物質工学 特 別 講 義	光物質工学特別講義	2	
		微生物工学特別講義	2	
		ナノ材料工学特別講義	2	
ナノ物質工学 関 連 科 目	データサイエンス特論	2		
	物理化学特論 I	2		
	応用数学特論 I	2		
	工学英語	2		
ナノ物質工学ゼミナール I			※ 4	
ナノ物質工学特別研究 I			※ 12	

※は必修 他は選択

- (1) 修了に必要な要件は、必修 16 単位を含め 30 単位以上を修得し、かつ修士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。
- (2) ただし、修了に必要な選択科目の単位には、工学研究科の他専攻博士前期課程の選択科目を履修して単位取得した場合には、4 単位まで含めることができる。

別表3-4 工学研究科ナノ物質工学専攻博士後期課程 授業科目及び単位数

授 業 科 目			単位数	
ナノ物質工学専門科目	光物質工学分野	光情報材料工学特論Ⅱ	2	
		光ナノ物質工学特論Ⅱ	2	
	微生物工学分野	酵素工学特論Ⅱ	2	
	ナノ材料工学分野	ナノ高分子工学特論Ⅱ	2	
		電子材料工学特論Ⅱ	2	
		ナノ薄膜工学特論Ⅱ	2	
		ナノ応用材料工学特論Ⅱ	2	
	ナノ物質工学ゼミナールⅡ			※ 2
	ナノ物質工学特別研究Ⅱ			※ 6

※は必修 他は選択
 修了に必要な要件は、必修8単位を修得し、かつ博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

別表4 人間生活学研究科食物学専攻博士前期課程 授業科目及び単位数

授 業 科 目	単位数	授 業 科 目	単位数
食品生化学特論Ⅰ	2	栄養化学特論Ⅰ	2
食品生化学特論Ⅱ	2	栄養化学特論Ⅱ	2
食品生化学特別実習	1	栄養化学特別実習	1
食品材料化学特論Ⅰ	2	栄養生理学特論Ⅰ	2
食品材料化学特論Ⅱ	2	栄養生理学特論Ⅱ	2
食品材料化学特別実習	1	栄養生理学特別実習	1
食品学特論Ⅰ	2	分子栄養学特論Ⅰ	2
食品学特論Ⅱ	2	分子栄養学特論Ⅱ	2
食品学特別実習	1	分子栄養学特別実習	1
食品衛生学特論Ⅰ	2	病態栄養学特論Ⅰ	2
食品衛生学特論Ⅱ	2	病態栄養学特論Ⅱ	2
食品衛生学特別実習	1	病態栄養学特別実習	1
食品分子生理学特論Ⅰ	2	食物学特別演習	※ 1
食品分子生理学特論Ⅱ	2		
食品分子生理学特別実習	1	食物学特論実習	※ 1
調理科学特論Ⅰ	2	特 別 研 究	※ 12
調理科学特論Ⅱ	2		
調理科学特別実習	1		

※は必修 他は選択

修了に必要な要件は、必修 14 単位を含め 30 単位以上を修得し、かつ修士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

別表4-2 人間生活学研究科生活環境情報学専攻博士前期課程 授業科目及び単位数

授 業 科 目		単位数	授 業 科 目		単位数
生 活 学 分 野	生活文化特論Ⅰ	2	情 報 科 学 分 野	生活情報システム特論Ⅰ	2
	生活文化特論Ⅱ	2		生活情報システム演習Ⅰ	1
	生活経営学特論Ⅰ	2		生活情報システム特論Ⅱ	2
	生活経営学演習Ⅰ	1		生活情報システム演習Ⅱ	1
	生活経営学特論Ⅱ	2		生活情報学特論Ⅰ	2
	生活経営学演習Ⅱ	1		生活情報学演習Ⅰ	1
	生活経済学特論Ⅰ	2		生活情報学特論Ⅱ	2
	生活経済学演習Ⅰ	1		生活情報学演習Ⅱ	1
	生活経済学特論Ⅱ	2		地域・市場調査特論	2
	生活経済学演習Ⅱ	1		地域・市場調査演習Ⅰ	1
	生活行政学特論Ⅰ	2		地域・市場調査演習Ⅱ	1
	生活行政学演習Ⅰ	1		家政学特論	2
	生活行政学特論Ⅱ	2		被服学特論	2
	生活行政学演習Ⅱ	1		栄養学特論	2
運動生理学特論	2	関 連 科 目	食品学特論	2	
運動生理学演習	1		住居学特論	2	
衣生活環境学特論Ⅰ	2		統計数学特論Ⅰ	2	
衣生活環境学特論Ⅱ	2		統計数学演習Ⅰ	1	
食生活環境学特論Ⅰ	2		統計数学特論Ⅱ	2	
食生活環境学特論Ⅱ	2		統計数学演習Ⅱ	1	
住生活環境学特論Ⅰ	2		情報機器演習	1	
住生活環境学特論Ⅱ	2		特別研究	※ 8	
環境情報学特論Ⅰ	2				
環境情報学演習Ⅰ	1				
環境情報学特論Ⅱ	2				
環境情報学演習Ⅱ	1				

※は必修 他は選択

修了に必要な要件は、必修 8 単位を含め 30 単位以上を修得し、かつ修士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

別表4-3 人間生活学研究科児童学専攻博士前期課程 授業科目及び単位数

授 業 科 目		単位数
基 礎 科 目	人間形成学特論Ⅰ	2
	人間形成学特論Ⅱ	2
	人間形成学演習	1
	家族関係学特論Ⅰ	2
	家族関係学特論Ⅱ	2
	家族関係学演習	1
	児童保健学特論Ⅰ	2
	児童保健学特論Ⅱ	2
	児童保健学演習	1
児 童 教 育 学	児童教育学特論Ⅰ	2
	児童教育学特論Ⅱ	2
	児童教育学演習	1
	児童実践教育学特論Ⅰ	2
	児童実践教育学特論Ⅱ	2
	児童実践教育学演習	1
	児童教育方法論特論Ⅰ	2
	児童教育方法論特論Ⅱ	2
	児童教育方法論演習	1
	特別支援教育学特論Ⅰ	2
特別支援教育学特論Ⅱ	2	
特別支援教育学演習	1	
児童教育相談演習Ⅰ	1	
児童教育相談演習Ⅱ	1	
特別研究		※ 8

※は必修

修了に必要な要件は、必修 8 単位を含め 30 単位以上を修得し、かつ修士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

別表4-4 人間生活学研究科心理学専攻(臨床心理学コース)博士前期課程授業科目及び単位数

授 業 科 目		単位数
基幹科目	臨床心理学特論Ⅰ 臨床心理学特論Ⅱ	※2 ※2
	臨床心理面接特論Ⅰ(心理支援に関する理論と実践Ⅱ) 臨床心理面接特論Ⅱ	※2 ※2
	臨床心理査定演習Ⅰ(心理的アセスメントに関する理論と実践) 臨床心理査定演習Ⅱ	※2 ※2
	臨床心理基礎実習Ⅰ 臨床心理基礎実習Ⅱ	※1 ※1
	臨床心理実習Ⅰ(心理実践実習Ⅰ) 臨床心理実習Ⅱ 心理実践実習Ⅱ	※1 ※1 9
A 群	心理統計法特論 臨床心理学研究法特論 心理学特別演習	2 2 1
B 群	人格心理学特論 発達心理学特論(福祉分野に関する理論と支援の展開)	2 2
C 群	犯罪心理学特論(司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開) 矯正処遇心理学特論 臨床心理関連行政論	2 2 2
D 群	精神医学特論(保健医療分野に関する理論と支援の展開Ⅰ) 心身医学特論(保健医療分野に関する理論と支援の展開Ⅱ)	2 2
E 群	投映法特論 心理療法特論Ⅱ	2 2
その他	心理療法特論Ⅰ(心理支援に関する理論と実践Ⅰ) 学校臨床心理学特論(教育分野に関する理論と支援の展開) 臨床心理地域援助特論 (家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践Ⅰ) グループ・アプローチ特論 (家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践Ⅱ) 産業・労働分野に関する理論と支援の展開 心の健康教育に関する理論と実践	2 2 2 2 2 2 2
特別研究		※8

※は必修

- (1) 修了に必要な要件は、必修24単位、選択必修として、臨床心理士資格認定協会が指定するA・B・C・D・E各科目群から、各2単位以上を含め、計34単位以上を修得し、かつ修士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。
- (2) 臨床心理士受験資格取得のためには、上記(1)の修了に必要な要件を満たさなければならない。
- (3) 公認心理師受験資格取得のためには、上記科目群中、括弧書きで公認心理師法が求める科目名が入った11科目21単位、及び「心理実践実習Ⅱ」9単位、「産業・労働分野に関する理論と支援の展開」2単位、「心の健康教育に関する理論と実践」2単位の、3科目13単位、計14科目34単位以上を修得しなければならない。なお、「臨床心理実習Ⅰ(心理実践実習Ⅰ)」と「心理実践実習Ⅱ」の合計時間は、450時間以上とする。

別表4-5 人間生活学研究科人間生活学専攻博士後期課程 授業科目及び単位数

専門分野	授 業 科 目	単位数	専門分野	授 業 科 目	単位数
臨床人間学	人間形成学	4	生活環境学	生活経営学	4
	特別講義	4		特別講義	4
	特別研究	4		特別研究	4
	人間形成教育学	4		生活経済学	4
	特別講義	4		特別講義	4
	特別研究	4		特別研究	4
	臨床心理検査学	4		家族関係学	4
	特別講義	4		特別講義	4
	特別研究	4		特別研究	4
	臨床生理心理学	4		衣生活環境学	4
	特別講義	4		特別講義	4
	特別研究	4		特別研究	4
	非行臨床心理学	4		住生活環境学	4
	特別講義	4		特別講義	4
特別研究	4	特別研究	4		
食生活学	臨床心理学	4	共通	環境生理学	4
	特別講義	4		特別講義	4
	特別研究	4		特別研究	4
	栄養化学	4		生活情報学	4
	特別講義	4		特別講義	4
	特別研究	4		特別研究	4
	食品生化学	4		生活習慣病学域	2
	特別講義	4		生活習慣環境学域	2
	特別研究	4		老年病学域	2
	食品分子構造学	4			
	特別講義	4			
	特別研究	4			
	食品機能化学	4			
	特別講義	4			
特別研究	4				
分子栄養学	4				
特別講義	4				
特別研究	4				
食品生物学	4				
特別講義	4				
特別研究	4				
調理機能学	4				
特別講義	4				
特別研究	4				
臨床栄養学	4				
特別講義	4				
特別研究	4				

修了に必要な要件は、博士論文にかかわる特別研究を含め、臨床人間学、食生活学及び生活環境学から8単位以上、共通から2単位以上合わせて10単位以上を修得し、博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

別表5 看護学研究科看護学専攻博士前期課程 授業科目及び単位数

授 業 科 目		単位数		
		必 修	選 択	
共 通 科 目		看護理論	2	
		看護倫理	2	
		看護研究Ⅰ(概論)	2	
		看護研究Ⅱ(統計)		2
		看護管理論		2
		看護教育論		2
		コンサルテーション論		2
		アドヴァンスト・フィジカルアセスメント チーム医療論		2
専 門 科 目	基 盤 学	理論看護学特論		2
		理論看護学演習Ⅰ		2
		理論看護学演習Ⅱ		2
		理論看護学特別研究		8
	機 能 看 護 学	看護管理学特論		2
		看護管理学演習Ⅰ		2
		看護管理学演習Ⅱ		2
		看護管理学特別研究		8
	看 護 教 育 学	看護教育学特論		2
		看護教育学演習Ⅰ		2
		看護教育学演習Ⅱ		2
		看護教育学特別研究		8
実 践 看 護 学	療 養 支 援 看 護 学	療養支援看護学特論(臨床)		2
		療養支援看護学演習Ⅰ(臨床)		2
		療養支援看護学演習Ⅱ(臨床)		2
		療養支援看護学特論(地域・在宅)		2
	療 養 支 援 看 護 学	療養支援看護学演習Ⅰ(地域・在宅)		2
		療養支援看護学演習Ⅱ(地域・在宅)		2
		療養支援看護学特別研究		8
		母 子 健 康 看 護 学	母子健康看護学特論	
母子健康看護学演習Ⅰ			2	
母子健康看護学演習Ⅱ			2	
母子健康看護学特別研究			8	

修了に必要な要件は、必修6単位を含め32単位以上を修得し、かつ修士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

別表5-2 看護学研究科看護学専攻博士後期課程 授業科目及び単位数

授 業 科 目		単位数	
		必 修	選 択
共 通 科 目	看護科学哲学	2	
	看護学研究方法論	2	
	看護キャリア教育論		2
	看護マネジメント論		2
専 門 科 目	基盤看護学		
	理論看護学特論		2
	看護教育管理学特論		2
	実践看護学		
	療養支援看護学特論		2
	地域・在宅看護学特論		2
演 習 ・ 研 究 科 目	母子看護学特論		2
	理論看護学演習		2
	看護教育管理学演習		2
	療養支援看護学演習		2
	地域・在宅看護学演習		2
	母子看護学演習		2
	看護学特別研究	8	

共通科目から必修科目2科目4単位及び選択科目1科目2単位を含め6単位以上、専門科目から研究課題に応じた選択科目を1科目2単位、専門科目で選択した演習科目を1科目2単位、「看護学特別研究」必修8単位、合計18単位以上を修得し、博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

別表6 総合政策学研究科総合政策学専攻修士課程 授業科目及び単位数

授 業 科 目		単位数		
		必 修	選 択	
体系講科	系義目	総合政策学体系論	2	
公共政策分野	専門科目	公共・法政策論Ⅰ 公共・法政策論Ⅱ 金融・経済政策論Ⅰ 金融・経済政策論Ⅱ		2 2 2 2
	専門演習科目	公共・法政策論演習Ⅰ 公共・法政策論演習Ⅱ 金融・経済政策論演習Ⅰ 金融・経済政策論演習Ⅱ		2 2 2 2
企業政策分野	関連科目	政策過程研究 立法過程論 政策実現プロセス論 地域コミュニティ政策論 経済分析特論 理論経済学特論 応用経済学特論 海外政策事情研究(外書講読) 地域社会政策論Ⅰ 地域社会政策論Ⅱ		2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
	専門科目	民商法政策論Ⅰ 民商法政策論Ⅱ 企業経営政策論Ⅰ 企業経営政策論Ⅱ		2 2 2 2
企業政策分野	専門演習科目	民商法政策論演習Ⅰ 民商法政策論演習Ⅱ 企業経営政策論演習Ⅰ 企業経営政策論演習Ⅱ		2 2 2 2
	関連科目	企業法制論(会社法・倒産法) マーケティング研究 企業会計政策特論 税務会計特論 地域振興論		2 2 2 2 2
共通分野	専門科目	高度情報化社会政策論Ⅰ 高度情報化社会政策論Ⅱ		2 2
	専門演習科目	高度情報化社会政策論演習Ⅰ 高度情報化社会政策論演習Ⅱ		2 2
研指科	研究導目	総合政策学特別研究	8	

修了に必要な要件は、必修科目 10 単位、専門科目より 2 科目 4 単位以上、専門科目で選択した専門演習科目より 2 科目 4 単位以上を含め合計 30 単位以上を修得し、かつ修士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。(専門演習科目を履修する者は、同名の専門科目を履修すること。(公共・法政策論演習Ⅰ、Ⅱを履修する者は、公共・法政策論Ⅰ、Ⅱを履修すること、金融・経済政策論、民商法政策論、企業経営政策論、高度情報化社会政策論についても同様))